

会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第5条及び第7条の規定に基づき、一社)日本言語聴覚士協会(以下、本協会という。)の会員と入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本協会の会員は定款第5条に定めるとおり、正会員、賛助会員、学生会員、名誉会員の4種とする。

2 前項に規定する正会員で以下の各号を満たす者は、申請することにより永年会員と称することができる。

- (1) 20年以上連續して正会員であること
- (2) 年度開始日に満65歳以上であること

3 格別な理由があると理事会が認めた場合、正会員は年度を単位として休会することができる。ただし、休会の理由が消滅したときには速やかに復会しなくてはならない。

(入会金及び年会費)

第3条 本協会に正会員として入会又は再入会するときには、入会金3,000円並びに年会費を納入しなければならない。なお、未納会費のある者が再入会する場合には、別途未納会費に相当する額を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生会員であった者が正会員として入会する場合には、入会金は免除する。

3 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 正会員 | 10,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 個人 10,000 円、団体A40,000 円、団体B80,000 円、団体C160,000 円 |
| (3) 学生会員 | 3,000 円 |
| (4) 名誉会員 | なし |
| (5) 永年会員(正会員) | 1,000 円 |

4 前項の規程にかかわらず、資格取得年度に正会員として入会する者は、当該年度の年会費を5,000円とする。

5 会費の減額又は免除の申出は、次の各号に定める書類を添え、申し出なければならない。

- (1)会費減額免除申出書
- (2)医師の診断書、官公署の発行する罹災証明書、もしくはそれに準ずる書面

6 定款第7条第2項に定める、疾病、災害等とは下記各号とする。

- (1) 1か月以上の休職又は退職が必要な疾患に罹患したとき
- (2) 地震、台風等の災害に勤務先、自宅などが被災し、就業が困難なとき

7 会費の減額又は免除の期間は最大2年間とする。

(規程の改廃)

第4条 この規程は、社員総会の決議により改廃することができる。

付 則

- 1 この規程は平成21年9月13日から施行する。
- 2 この規程は、一部変更の上、平成23年6月26日より施行する。
- 3 この規程は、一部変更の上、平成28年5月28日より施行する。
- 4 第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年度に準会員であった者が正会員として入会する場合には、入会金は免除する。
- 5 この規程は、一部変更の上、平成31年4月1日より施行する。
- 6 この規程は、一部変更の上、令和2年4月1日より施行する。
- 7 この規程は、一部変更の上、令和3年5月29日より施行する。
- 8 この規程は、一部変更の上、令和5年5月27日より施行する。
- 9 この規程は、一部変更の上、令和6年5月25日より施行する。